長崎県知事

中　村　法　道　様

提　　言　　書

平成　２８年　４月

長　崎　県　市　長　会

県内１３市の市政の推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

住民や地域により近い私たち基礎自治体には、地方財政が大変厳しい状況にある中で、人口急減・超高齢化という大きな課題をはじめ、環境問題、雇用問題、地域経済の活性化などの住民に身近な諸課題を抱え、長崎県と連携、協力しつつ安全・安心かつ個性豊かで活力あるまちづくりを進めることが強く求められています。

つきましては、厳しい行財政の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分にご賢察いただき、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２８年４月

長崎県市長会

会　長　田　上　富　久

長　崎　県　市　長　会

長崎市長	田　上　富　久
佐世保市長	朝　長　則　男
島原市長	古　川　隆三郎
諫早市長	宮　本　明　雄
大村市長	園　田　裕　史
平戸市長	黒　田　成　彦
松浦市長	友　広　郁　洋
対馬市長	比田勝　尚　喜
壱岐市長	白　川　博　一
五島市長	野　口　市太郎
西海市長	田　中　隆　一
雲仙市長	金　澤　秀三郎
南島原市長	松　本　政　博

県への提言事項目次

第１　都市財政の拡充強化に関する提言について---------- Ｐ 1
　１　都市財政の充実強化について---------- Ｐ 1
　２　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について---------- Ｐ 3
　３　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について---------- Ｐ 3
　４　公共下水道への財政措置の拡大について---------- Ｐ 4
　５　廃棄物処理対策の強化について---------- Ｐ 4
　６　海岸漂着物対策の財政支援措置について---------- Ｐ 6
　７　治水事業に対する財政措置等について---------- Ｐ 6
　８　地方バス路線維持対策について---------- Ｐ 7
　９　自然災害等対策事業に対する財源確保について---------- Ｐ 8
　10　離島航路事業補助における財政支援の拡充について---------- Ｐ 8
　11　半島航路の維持・確保について---------- Ｐ 9
　12　公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における
　　国庫補助申請の配慮について---------- Ｐ 9
　13　実態に即した選挙に係る交付金の交付について---------- Ｐ 9
　14　国指定・選定の文化財の保存等にかかる財政支援について---------- Ｐ 9
　15　市街地再開発事業に対する財政支援措置について---------- Ｐ10
　16　空き家再生等推進事業の支援について---------- Ｐ10
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について---------- Ｐ24
　１　合併特例債の充当範囲の拡充について---------- Ｐ24
　２　合併算定替に替わる新たな財政支援措置について---------- Ｐ24
第３　国民健康保険制度に関する提言について---------- Ｐ30
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について---------- Ｐ31
　１　地域医療における医師確保対策等について---------- Ｐ31
第５　福祉施策の充実強化に関する提言について---------- Ｐ34
　１　乳幼児福祉医療費制度の創設について---------- Ｐ34
　２　私立幼稚園耐震補強工事補助制度の拡充について---------- Ｐ34
　３　病児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて---------- Ｐ34
　４　子ども・子育て支援新制度に係る県補助金の財源確保と必要額の
　　交付について---------- Ｐ34
第６　介護保険制度等に関する提言について---------- Ｐ35
　１　第１号被保険者の保険料について---------- Ｐ35
　２　介護従事者の人材確保について---------- Ｐ35
第７　九州新幹線等の整備促進に関する提言について---------- Ｐ37
　１　九州新幹線西九州ルートの着実な整備について---------- Ｐ37
　２　県下幹線鉄道の整備改善について---------- Ｐ37
　３　ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について---------- Ｐ38

４　地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について---------- Ｐ38
第８　高速道路網等の整備促進に関する提言について---------- Ｐ40
１　道路網の整備について---------- Ｐ40
２　道路環境の維持管理について---------- Ｐ42
３　港湾の整備促進について---------- Ｐ43
第９　農林水産業の振興に関する提言について---------- Ｐ50
１　農業の振興対策について---------- Ｐ50
２　水産業の振興対策について---------- Ｐ51
第10　地域経済の活性化に関する提言について---------- Ｐ55
１　企業立地促進のための支援措置について---------- Ｐ55
２　県営工業団地の整備について---------- Ｐ55
３　街なみ環境整備事業に係る補助制度の見直しについて---------- Ｐ55
４　Ｖ・ファーレン長崎への支援について---------- Ｐ55
第11　学校教育の充実に関する提言について---------- Ｐ60
１　全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置
の拡大について---------- Ｐ60
２　少人数学級編成に伴う財政支援措置について---------- Ｐ60
３　派遣指導主事の配置について---------- Ｐ60
４　養護教諭の配置について---------- Ｐ60
５　学校事務職員の配置について---------- Ｐ61
６　小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクール
ソーシャルワーカー（ＳＳＷ）」等配置に係る財政支援措置について------ Ｐ61
７　学校栄養職員・栄養教諭の配置について---------- Ｐ61
８　学校図書館充実のための財政支援措置について---------- Ｐ61
９　長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について---- Ｐ62

（第１）都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税の充実強化による地方分権の推進について

① 地方分権を推進するため、国と地方の税源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すことにより、地方税中心の歳入構造を確立すること。

② 税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実・強化を確実に実行し、消費税・地方消費税率１０％引き上げの延期（平成２７年１０月から平成２９年４月へ）や軽減税率制度の導入が社会保障の充実に影響を与えないよう国の責任において、必要な財源を確保すること。

また、地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うこと。

さらに、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること

④ 固定資産税は、市町村税収の太宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しは、制度の根幹を揺るがすこととなることから、断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

（資料 1-1 参照）

（２）一般財源の総額確保等について

① 地方交付税総額の算出基礎となる地方財政計画について、まち・ひと・しご

と創生事業費が平成２７年度に引き続き確保されるとともに、高齢者支援等に取り組むために必要な経費が計上される一方、歳出特別枠の減額や別枠加算が廃止されるなどの見直しが行われているが、地方交付税の見直しにあたっては、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

② 地方交付税の法定率について、平成２７年度には酒税の率を引き上げ、たばこ税を除外するなどの見直しが行われたが、地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、平成２７年の国勢調査人口が、平成２８年度の地方交付税に反映されることとなるが、条件不利地域では人口減少が進んでいる現状に鑑み、人口急減補正を拡充するなどの措置を講じること。

③ 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。また、地方交付税の振替として発行している臨時財政対策債は、平成２８年度は大幅に抑制されているが、負担の地方への転嫁や後年度への先送りにつながっているため、恒常的に生じている地方財源不足額への対応については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の見直しなどにより、その解消を図ること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、平成２７年度は社会資本整備総合交付金等の国庫補助金の内示率が極端に低い事業もあったが、地方では地方創生につながる都市基盤整備などが進められており、今後とも整備に財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保するとともに、補助採択基準を明確にすること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災被災地の復旧、復興事業については、財政措置を含め十分な対策

を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

④　障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。

また、現在進められている幼児教育の無償化については、国が責任を持って財源を確保すること。

⑤　国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを行うこととしているが、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に与える影響が大きい。また、その負担が市町に転嫁される恐れもある。

特に、平成２８年度当初予算においては、２１世紀まちづくり推進総合補助金のうち観光交流まちづくり推進事業について、市との事前協議がないまま一方的に減額の内示が行われたものもあることから、補助金の見直しについては、関係団体等や市町と十分に協議の上、進めること。

なお、一部の補助金で実施されている財政力指数による補助率格差については撤廃すること。

２.条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、従来の補助制度に加え、民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

３.浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、現行の県補助額の上乗せ並びに、現在５０

人槽までとなっている補助対象を、国の制度と同じく５１人槽以上の大型浄化槽の設置まで拡大することや、維持管理費に対しても補助制度の拡充を行うこと。

（資料 1-2 参照）

４．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業の計画的な普及拡大・整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進し、事業運営に支障が生じないよう、必要な財政措置を国に求めること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

（資料 1-3 参照）

５．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

① 一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合も財政措置の対象とするよう国へ働きかけること。また、施設の解体については、県単独補助として実施すること。あわせて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、交付金の不足が生じると厳しい財政に多大な影響を与え、施設整備の遅滞等により適正な廃棄物処理が行えない事態に陥ることさえ懸念されることから、地方公共団体の健全な財政運営及び適正な廃棄物処理事業の執行のため、予算確保及び制度の安定化について、国へ働きかけること。

（２）容器包装リサイクル法について

① 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する

法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度の法制化を早期に実施するよう国に求めること。

② 拡大生産者責任に基づいて、市町村と特定事業者との費用負担及び役割分担を見直すことにより、容器包装廃棄物に係る回収から再商品化における費用の事業者負担を義務付けることとし、その義務付けが実現するまでの間、自治体において負担している分別収集事務事業に要する人件費、車両、処理負担金等の経費に対する財政支援措置を講じるよう国に求めること。

③ 分別収集から再商品化に係る事務事業経費の増大が市町村の財政負担の増大を招いていることから、分別収集事務事業に要する経費及びリサイクル推進のための施設の増設・改造に対する国庫補助の見直し等、財政措置の充実を図るよう国に求めること。

（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める制度とすることとし、その制度が確立されるまでの間、収集運搬料については、全国基準額を定め、離島地区の負担増等に対しては助成措置を講じるよう国に求めること。

② 法令で定める家電４品目のうち、テレビ受信機に液晶式及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機が加えられたが、電子レンジ等の大型・重量家電品についても対象品目とするよう国に求めること。

③ 指定引取場所の設置に際しては、離島地区を含め、すべての市町村に設置するなど適正な配置を行うよう国に求めること。

④ 不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、不法投棄が生じた場合の費用については、全額製造業者等の負担となるような制度とするよう国に求めること。

（４）ごみの広域処理について

ごみの広域処理については、平成１１年３月策定（平成２１年７月改定）の「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき進められているが、資源化については、具体的な計画が示されていない。

ついては、官民一体となった効率的なリサイクルシステムの構築のために、県においては、容器包装リサイクル法への対応をはじめとした資源リサイクルの広域化について、市町村間の具体的な調整や方向性の明示を行うこと。

（５）小型家電リサイクル法について

① 小型家電リサイクル制度導入に伴って自治体に新たな財政負担が生じるときは、国において財源を確保し、その全額を負担するよう国に求めること。

② 小型家電リサイクル制度を円滑に実施するため、市民や自治体に混乱を生じさせることのないよう、国の責任と負担において必要な対策を講じるよう国に求めること。

６.海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率１０分の１０の全額国費により賄われていたが、今般の「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率１０分の１０に戻し、全額国費による対応とすること。

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

（資料 1-4 参照）

７.治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国が管理する河川及び県が管理する河川内の堆積物や草木による通水阻害に対する住民の不安意識は高く、また、河川内の草木に寄生する害虫の発生など生活環境への悪影響などが懸念されていることから、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（２）治水事業に係る財政支援について

自治体が実施する河川浚渫事業については、国の補助事業や起債事業の制度がなく、自治体の自主財源のみで実施しているが、財政基盤が脆弱なため、目的達成には程遠い現状であることから、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きか

けるよう要請する。

（資料 1-5 参照）

８．地方バス路線維持対策について

（１）補助要件の緩和について

平成２３年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程１０ｋｍ以上、収益率２０分の１１の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送人員についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送人員が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

（２）生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線の維持費用について助成すること。

（３）路線撤退後の輸送手段の確保について

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

（４）県営バス路線廃止の申し入れについて

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

（５）車両購入補助等の支援について

国県補助路線以外の生活交通路線に対しても車両購入補助等の支援制度を設けること。

（６）路線の維持費用の助成について

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

（７）地域内フィーダー系統路線への支援について

地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。

（８）バリアフリー化車両の導入について

バリアフリー化車両の導入について、積極的な支援を行うこと。

（資料 1-6 参照）

９．自然災害等対策事業に対する財源確保について

（１）急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、必要な財源措置について国へ働きかけ、事業量及び財源の確保を図るとともに、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。

（資料 1-7 参照）

（２）海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

ついては、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

10. 離島航路事業補助における財政支援の拡充について

県においては、離島地域等交流促進基盤強化事業を展開しているところではあるが、基幹航路以外の離島航路についても、適用できるよう十分な検討を行い、離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合は、ＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、財政支援等について拡充すること。また、本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図る施策を検討するなど、財政支援措置を講じること。

（資料 1-8 参照）

11. 半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

（４）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

（資料 1-9 参照）

12. 公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における国庫補助申請の配慮について

最近の公共工事等における賃金、資材の高騰により、国は、平成２８年２月１日から新労務単価等を適用し、公共工事標準請負約款第２５条第６項に定めるインフレスライド条項及び特例措置を直轄工事において運用しているため、市町においても同様の措置を講じるよう要請がなされている。市町の建設工事等には、県補助金や地方債を活用して実施しているものがあることから、インフレスライド条項及び特例措置を適用する案件については､応分の補助等の措置を行うこと。

13. 実態に即した選挙に係る交付金の交付について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたが、期日前投票所における従事者数等、実務を行う市町村の実状に合った基準とはなっていないことから、県の選挙においては、不足額が生じないよう実態に即した交付を行うこと。

また、国に対して、市町村の執行実態の調査のうえ、実状に見合った基準を定める等の働きかけを行うこと。

（資料 1-10 参照）

14. 国指定・選定の文化財の保存等にかかる財政支援について

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し､長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金を確実に確保するとともに、一般財源の負担軽減のため、国に対し有利な地方債制度の創設を実現するよう働きかけること。

15. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるもので、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みであることから、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については事業の基礎額を国の要綱に基づき割増した場合も含め県・市同額とすること。

16. 空き家再生等推進事業の支援について

都市問題となっている放置された老朽危険空き家については、各市町においては国の空き家再生等推進事業を活用し、老朽危険空き家の除却に要する経費の一部を助成し対応している。このことにより、空き家の除却等に一定の成果を得ているが、老朽危険空家は増加傾向にあり、限られた予算の範囲内で全ての除却を実施することは、困難な状況となっている。

このような中、平成２７年５月２６日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、この中で、適切な管理が行われていない空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域住民の生活環境の保全、空き家の活用促進等を行うこととされており、そのために国や県は空家等対策計画に基づく対策の実施について必要な財政上の措置を講ずることとなっている。

現在、各市町においては、特別措置法に基づく空家対策計画の策定に向けた取組みを行っているが、今後、増加が見込まれる老朽危険空き家等を適正に除却し、地域住民の生命・財産を保護し、生活環境の保全を図るためには、特別措置法に基づく県の財政上の措置が不可欠である。

このことから、県においては空家対策計画策定後に講ずることとされている空き家再生等推進事業への補助制度を前倒して創設し、財政措置を図ること。

資料1−1

県内各市の償却資産（機械及び装置）とゴルフ場利用税交付金の現状

（単位：千円）

団体名	償却資産（機械及び装置）　※．税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
長崎市	985,098	993,322	66,862	63,779
佐世保市	555,223	541,662	41,428	38,859
島原市	62,768	75,969	0	0
諫早市	1,330,236	1,240,689	40,940	38,459
大村市	373,805	357,625	13,852	16,277
平戸市	71,374	76,202	0	0
松浦市	95,273	107,045	0	0
対馬市	34,641	37,075	0	0
壱岐市	31,038	37,525	2,485	2,258
五島市	81,222	100,574	5,975	5,769
西海市	176,859	174,761	29,966	27,887
雲仙市	56,926	64,473	11,038	10,892
南島原市	55,710	73,163	5,807	6,457
県内13市の合計	3,910,173	3,880,085	218,353	210,637

※償却資産（機械及び装置）の、「税額試算」は平成25年度及び平成26年度の概要調書上の価格（課税標準額：県より）に1.4%を乗じたものである。

長崎県内（13市）における浄化槽基数等（平成26年度末）

資料1−2

市名	浄化槽基数（H27.3.31現在）						平成26年度実績	
	住宅用途			住宅用途以外			補助基数	補助対象経費（千円）
		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,825	2,363	462	511	302	209	42	15,554
佐世保市	12,342	8,175	4,167	1,640	813	827	336	148,193
島原市	6,520	5,387	1,133	462	462	0	181	70,666
諫早市	7,753	7,118	635	1,090	671	419	300	140,748
大村市	1,243	1,204	39	168	125	43	21	13,133
平戸市	2,976	2,302	674	546	322	224	102	45,319
松浦市	1,217	1,083	134	342	193	149	36	14,702
対馬市	1,702	1,482	220	404	169	235	44	28,722
壱岐市	2,169	1,972	197	400	273	127	65	47,158
五島市	6,682	4,763	1,919	945	369	576	296	184,334
西海市	2,272	2,171	101	631	486	145	55	22,798
雲仙市	2,710	2,420	290	485	308	177	71	39,153
南島原市	4,723	4,020	703	198	113	85	137	58,951
合計	55,134	44,460	10,674	7,822	4,606	3,216	1,686	829,431

◎ 国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率（4割）として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

BOD換算による汚濁負荷排出割合

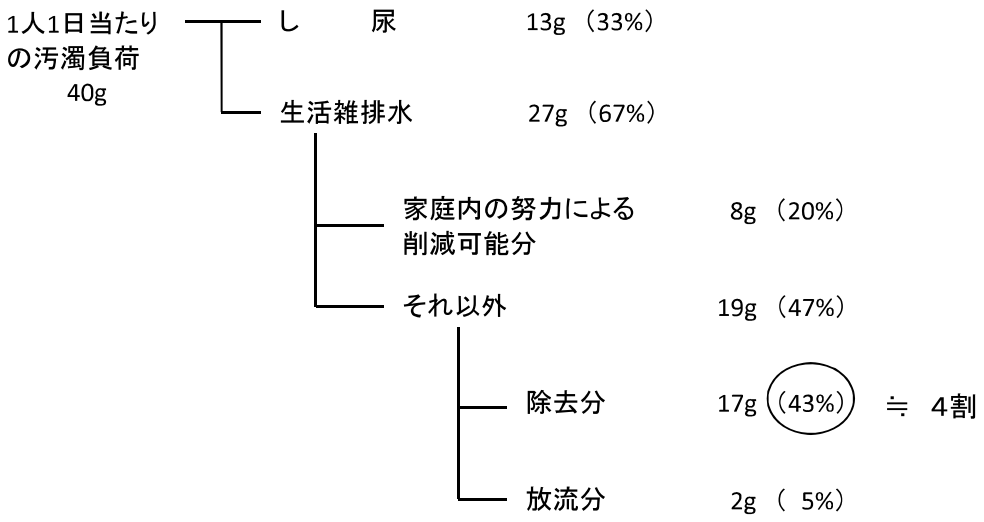

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

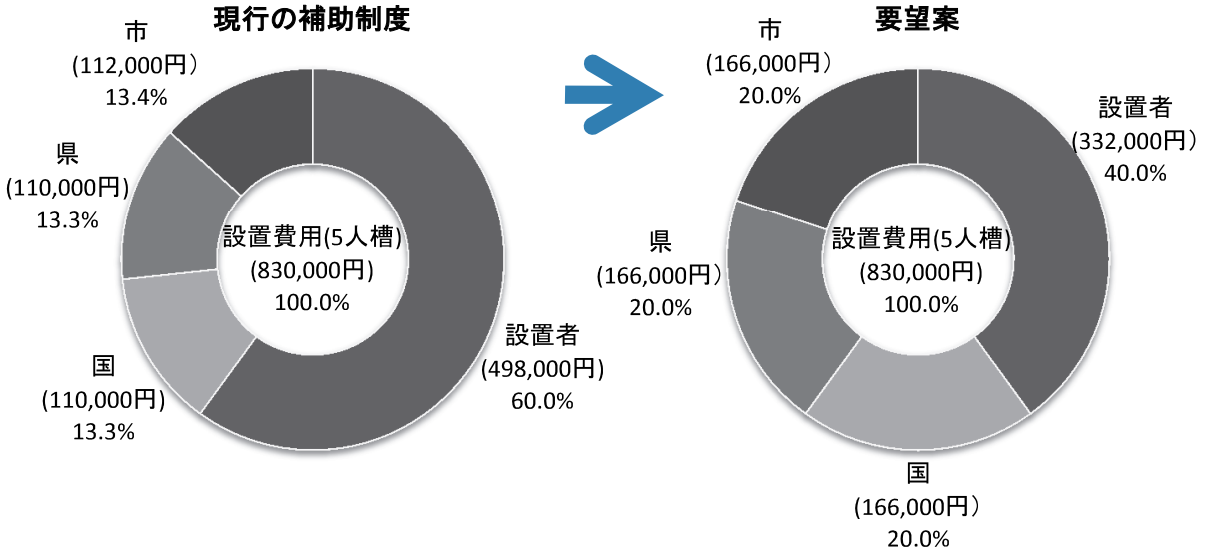

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 （）は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	11,400	6,000	46,400 （25,698）	41,000 （20,298）
7人槽	15,200	25,700	11,400	6,000	52,300 （31,598）	46,900 （26,198）
10人槽	15,400	37,100	11,400	6,000	63,900 （43,198）	58,500 （37,798）

※1世帯当たりの平均下水道使用料（H25年度）・・・年間約20,702円

※維持管理費については、H22～H25年度の維持管理委託契約書からの平均値

【参考】佐世保市の補助制度（改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

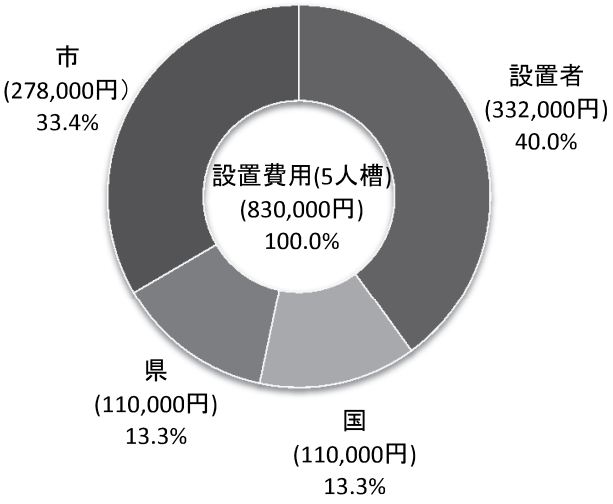

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
補助基数	247	253	309	350	348	328	336
うち改築	83	81	137	154	143	127	120
うち新築	164	172	172	196	205	201	216

補助金上乗せ

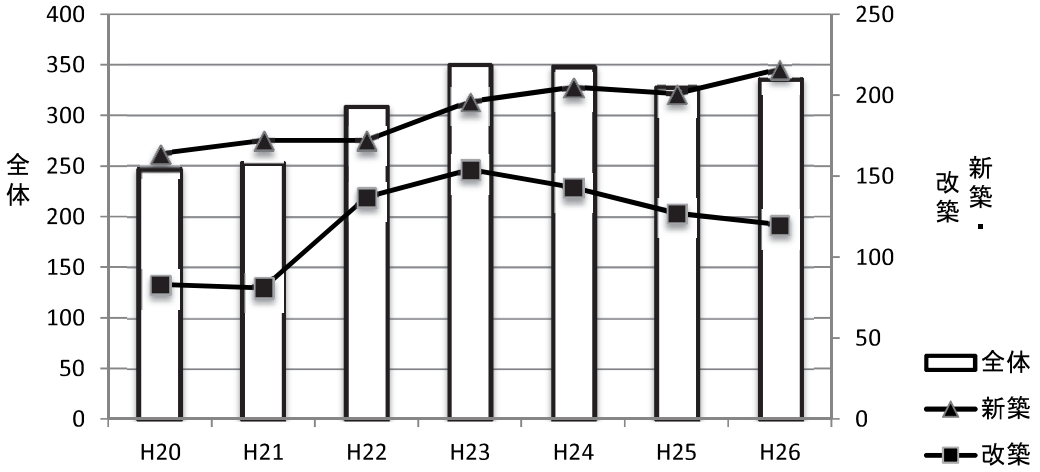

資料1−3

公共下水道事業概要（H27.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
（1）行政区域内人口（人）（A）	434,332	258,132	46,945	140,127	93,921	33,572	24,259	32,765	28,186	39,117	29,693	45,972	49,197
（2）下水道処理区域内人口（人）（D）	404,592	146,614	未着手	70,146	83,535	未着手	4,950	未着手	2,977	未着手	2,766	15,492	6,008
（3）水洗便所設置済人口（人）（E）	386,699	131,997		57,755	80,783		2,892		1,477		1,567	8,702	3,678
（4）全体計画面積（ha）（H）	7,012	3,857		2,733	2,530		433		187		154	611	284
（5）普及率													
ア　下水道普及率　D／A×100（%）	93.2	56.8		50.1	88.9		20.4		10.6		9.3	33.7	12.2
イ　接続率　E／D×100（%）	95.6	90.0		82.3	96.7		58.4		49.6		56.7	56.2	61.2
（6）総事業費（千円）（J）	322,550,243	108,642,579		72,742,275	72,631,725		7,223,386		6,165,092		6,774,742	21,686,782	12,363,557
同上財源													
ア　国庫補助金（千円）	106,381,330	43,533,159		21,946,010	26,198,795		2,981,709		2,755,950		3,131,425	9,195,636	5,321,614
イ　企業債（千円）	175,228,253	54,760,640		37,071,466	38,295,954		3,473,900		2,879,800		3,041,000	9,914,800	5,146,200
ウ　受益者負担金（千円）	4,180,737	3,111,757		3,715,086	2,312,157		80,443		64,298		43,425	358,943	137,090
エ　その他（千円）	36,759,923	7,237,023		10,009,713	5,824,819		687,334		465,044		558,892	2,217,403	1,758,653
同上のうち使途内訳													
ア　管きょ費（千円）	192,648,773	67,231,161		49,859,416	51,203,518		5,427,940		3,805,094		4,392,050	13,948,381	6,435,488
イ　ポンプ場費（千円）	19,902,308	5,222,586		4,044,759	4,162,547		0		203,423		0	921,397	1,034,550
ウ　処理場費（千円）	96,186,442	35,060,809		14,304,766	16,934,602		1,770,801		2,156,575		2,382,692	6,198,084	3,906,134
エ　流域下水道建設費負担金（千円）	0	0		3,972,216	262,677		0		0		0	0	0
オ　その他（千円）	13,812,720	1,128,023		579,118	68,381		24,645		0		0	618,920	987,385
（7）補助対象事業費（千円）（K）	198,983,769	81,857,074		42,882,016	47,908,221		5,745,670		5,349,750		6,166,062	17,403,743	10,475,951
（8）補対率K／J×100（%）	61.7	75.3		59.0	66.0		79.5		86.8		91.0	80.3	84.7
（9）下水管布設延長（km）	2,068	620		438	496		40		40		36	175	64
（10）終末処理場数（ヶ所）	11	4		1	1		1		2		2	4	2
（11）計画処理能力（㎥／日）（L）	185,900	101,500		27,550	50,600		6,100		2,740		3,500	13,300	5,800

※算定根拠：平成26年度決算統計（平成27年3月31日）

資料1−4

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料　　対馬市

年度	事業名	参加人数・概要	回収量	事業費(千円)	補助金額
13	県不法投棄物等撤去事業	200人	ポリ容器 6,000個	1,221	
14	県不法投棄物等撤去事業	400人	ポリ容器 4,350個	3,067	
15	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（県不法投棄物等撤去事業）	410人 （学生 160人、一般 250人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 300㎥	4,682 （内処理経費 2,560）	
16	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（不法投棄物等撤去事業）	780人 （学生 260人、一般 520人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 510㎥	5,390 （内処理経費 3,560）	1,500千円
17	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 ・県漁業公害等対策事業	島内13箇所	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 720㎥	6,000 （内処理経費 5,532）	県漂流・漂着ごみ撤去事業 1,500千円
	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃	850人 （学生 240人、一般 610人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 650㎥	9,109 （内処理経費 4,872）	県漁業公害等対策事業 3,000千円
18	・第1回日韓学生つしま会議〜漂着ごみを拾う・考える〜 ・釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（県漂流・漂着ごみ撤去事業）	659人 （学生 451人、一般 208人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 230㎥	6,722 （内処理経費 2,950）	2,807千円
19	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃等（県漂流・漂着ごみ撤去事業）	452人 （学生 200人、一般 252人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 520㎥	7,372 （内処理経費 3,882）	3,213千円
	第２回日韓学生つしま会議〜漂着ごみを拾う・考える〜	129人 （日本側 82人、韓国側 47人）	漂着ごみ 30㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		環境省モデル調査と同時に実施
20	日韓市民ビーチクリーンアップ（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	379人 （学生 200人、一般 179人）	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 304㎥	7,933 （内処理経費 5,292）	災害等廃棄物処理事業（国） 2,372千円
	第３回日韓学生つしま会議〜漂着ごみを拾う・考える〜	128人 （日本側 81人、韓国側 47人）	漂着ごみ 67㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 826千円
21	日韓市民ビーチクリーンアップ2009（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	354人 （学生 103人、一般 251人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 221㎥	4,029 （内処理経費 1,766）	漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 2,819千円
	日本学生グローバルサミット2009　〜漂流漂着ごみ問題を考える〜	94人 （日本側 64人、韓国側 30人）	漂着ごみ 110㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
22	日韓市民ビーチクリーンアップ2010（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	368人 （学生 98人、一般 270人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 272㎥	事業費 499,967千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金（地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	日本学生グローバルサミット2010　〜漂流漂着ごみ問題を考える〜	118人 （日本側 62人、 中国・韓国側 56人）	漂着ごみ 103㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
	対馬市漂着ごみ回収業務（対馬市北部〜西部）	・対馬市北部〜西部の海岸約100箇所の表拓物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等 約13,000㎥		

年度	事業名	参加人数・概要	回収量	事業費(千円)	補助金額
23	日韓市民ビーチクリーンアップ2011（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市民と韓国の大学生が協働で海岸清掃を行うことを目的とし、海岸環境に関し国を超えた意見交換や歴史、文化などの交流を兼ねて実施する。参加人数学生81人、一般105人　186人	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を120㎥回収	事業費 299,169千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	対馬市漂着ごみ回収業務（対馬市全域）	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を8,978㎥回収		
24	日韓市民ビーチクリーンアップ2012（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区井口浜海岸において釜山外大学生73人、対馬高校生徒52名、一般ボランティア等98人の計223名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を300㎥回収 事業費　944千円（処理経費を除く）	事業費 10,368千円	長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金 3,008千円
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数約700人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を1,393㎥回収 事業費 6,239千円		
	台風１６号による漂着ごみ回収業務	（概要）台風１６号により漂着したごみの回収 ・地元漁業集落で回収	《回収漂着物》 海岸に漂着するアシ類及び人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を439㎥回収 事業費 3,185千円		
25	日韓市民ビーチクリーンアップ2013（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区湊浜海水浴場において釜山外大学生89人、対馬高校生徒36名、一般ボランティア等118人の計243名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を240㎥回収	事業費 455,000千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
	日韓海岸清掃ＩＮ対馬（対馬市と市民活動団体との共同主催による海岸清掃及びシンポジウム）	（概要）対馬市上県町佐護地区棹崎海岸において韓国人ボランティア33名、島外日本人ボランティア43名の計76名で海岸清掃を実施。またシンポジウム、ワークショップも行い約100名が参加した。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を42㎥回収		
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁協に回収委託し、漁協が地元漁業集落を雇用（作業人数約11,000人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を15,276㎥回収		
26	日韓海岸清掃ＩＮ対馬（対馬市と市民活動団体との共同主催による海岸清掃及びシンポジウム）	（概要）対馬市豊玉町加志々地区海岸において韓国人ボランティア23名、島外日本人ボランティア51名、島内日本人ボランティア91名の計165名で海岸清掃を実施。またシンポジウム、ワークショップも行い約100名が参加。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を120㎥回収	事業費 539,917千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
	日韓市民ビーチクリーンアップ2014（釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市上県町佐護地区井口浜海水浴場において釜山外大学生88人、対馬高校生徒20名、一般ボランティア等164人の計272名で海岸清掃を実施。	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を130㎥回収		
	対馬市漂着ごみ回収業務	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業・地元漁協に回収委託し、漁協が地元漁協集落を雇用（作業延人数約10,300人）	《回収漂着物》 海岸に漂着する人工物（発砲スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）を12,045㎥回収		

資料1-5

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事 業 費(千円)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
長崎市	15	2	12,668	2,952
佐世保市	31	16	27,344	14,154
島原市	0	0	0	0
諫早市	41	29	24,500	14,981
大村市	3	4	3,411	775
平戸市	5	2	2,000	981
松浦市	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0
壱岐市	2	0	360	0
五島市	0	0	0	0
西海市	0	1	0	5,492
雲仙市	2	11	2,060	2,839
南島原市	5	6	1,177	959
計	104	71	73,520	43,133

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)

浚渫が完了した河川

大雨時に氾濫した河川の状況

資料1-6

平成26年度　地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1．乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	91,115,006
2	佐世保市	2	11,394,000	1	941,000	6	22,473,000
3	島原市	0	0	3	3,139,000	30	10,909,000
4	諫早市	6	12,079,000	5	31,146,000	65	185,881,000
5	大村市	1	213,000	0	0	12	72,862,000
6	平戸市	1	4,859,000	2	24,191,000	3	17,979,000
7	松浦市	3	17,976,500	1	8,084,000	2	22,616,000
8	対馬市	4	2,866,000	3	21,664,000	37	125,255,000
9	壱岐市	0	0	1	1,416,000	30	68,800,000
10	五島市	3	10,905,988	3	4,484,678	26	82,609,334
11	西海市	8	6,844,839	4	5,118,000	4	23,810,540
12	雲仙市	1	478,000	2	2,087,000	23	9,595,000
13	南島原市	1	1,065,000	3	10,413,000	35	30,341,000
合計		－	68,681,327	－	112,683,678	－	764,245,880

2．地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,092,219
2	佐世保市	2	4,309,001
3	島原市	1	2,257,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	7	30,268,000
6	平戸市	0	0
7	松浦市	0	0
8	対馬市	4	3,298,048
9	壱岐市	0	0
10	五島市	4	731,635
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		－	41,955,903

資料1-7

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（26年7月現在）	平成25年度事業実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（28年1月現在）	平成26年度事業実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	275	14	県営	8	281	15	県営	11
				県費補助	6			県費補助	4
2	佐世保市	195	21	県営	9	183	28	県営	14
				県費補助	12			県費補助	13
3	島原市	16	0	県営	0	0	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
4	諫早市	132	13	県営	5	131	10	県営	5
				県費補助	8			県費補助	5
5	大村市	18	0	県営	0	18	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	平戸市	56	2	県営	0	58	2	県営	0
				県費補助	2			県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
8	対馬市	84	3	県営	3	78	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
9	壱岐市	63	3	県営	0	65	4	県営	0
				県費補助	3			県費補助	4
10	五島市	31	2	県営	2	31	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
11	西海市	89	4	県営	3	92	5	県営	3
				県費補助	1			県費補助	2
12	雲仙市	38	4	県営	1	40	3	県営	1
				県費補助	3			県費補助	2
13	南島原市	12	1	県営	0	13	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
合計		1036	67	県営	31	1017	74	県営	40
				県費補助	36			県費補助	33

1．平成27年度長崎県離島航路事業対策補助金（市町村内補助航路事業）調査

資料1−8

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

（定義）「基幹的補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち2以上の市町の地点間を結ぶ航路事業。
「市町内補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち一市町内の地点間を結ぶ航路事業。
（補助対象となる額） 航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第3条の規定により交付される国庫補助金のうち、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第31条第1項の航路補助の額を差し引いた額の範囲内の額とする。
（補助額等） 基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の100以下とし、市町内補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の50以下とし、市町の負担する額を限度とする。

（単位：円、人）

航　路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③＝①－②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者1人あたり運航経費 ⑤＝②÷④	利用者１人あたり欠損額 ⑥＝③÷④
五島市 4航路	270,580,261	676,722,050	△ 406,141,789	289,052,009	68,973,617	45,251,340	178,274.5	3,796	△ 2,278
長崎市 1航路	178,035,704	343,081,584	△ 165,045,880	0	82,522,940	82,522,940	212,437.0	1,615	△ 777
佐世保市 1航路	75,904,731	107,150,289	△ 31,245,558	11,266,137	9,939,710	9,958,000	54,423.5	1,969	△ 574
壱岐市 1航路	23,521,594	96,556,929	△ 73,035,335	49,416,067	11,794,984	11,824,284	61,227.5	1,577	△ 1,193
平戸市 1航路	112,264,147	147,981,644	△ 35,717,497	25,227,934	5,244,781	5,244,782	84,806.5	1,745	△ 421
松浦市 2航路	65,758,085	214,247,924	△ 148,489,839	104,524,773	22,589,419	22,589,419	86,626.5	2,473	△ 1,714
西海市 2航路	101,546,183	240,616,213	△ 139,070,030	71,376,925	67,639,204	0	101,839	2,363	△ 1,366
合計 （7市12航路）	827,610,705	1,826,356,633	△ 998,745,928	550,863,845	268,704,655	177,390,765	779,634.5	2,343	△ 1,281

※　利用者数については、子どもを0．５人として計上しています。

2．離島航路事業への市単独補助金調査

・実施市：対馬市
・補助概要：平成21年1月から長崎県離島基幹航路である対馬～壱岐～博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝～博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。
　また、平成２４年４月からはリプレイス割引として対馬～壱岐～博多航路は2割引されているので、同様に比田勝～博多航路においても市単独での補助を実施している。
・補助状況：平成21年度（実績） 143,640円　平成22年度（実績） 1,633,240円　平成23年度（実績） 1,816,780円　平成24年度（実績）11,647,030円
平成25年度（実績）7,305,300円　平成26年度（実績） 11,036,605円　平成27年度（予算額） 14,941,000円
※平成25年度は補助対象期間を変更（4月～3月の1年間から10月～9月に変更）

資料1-9

半島航路の維持・確保について

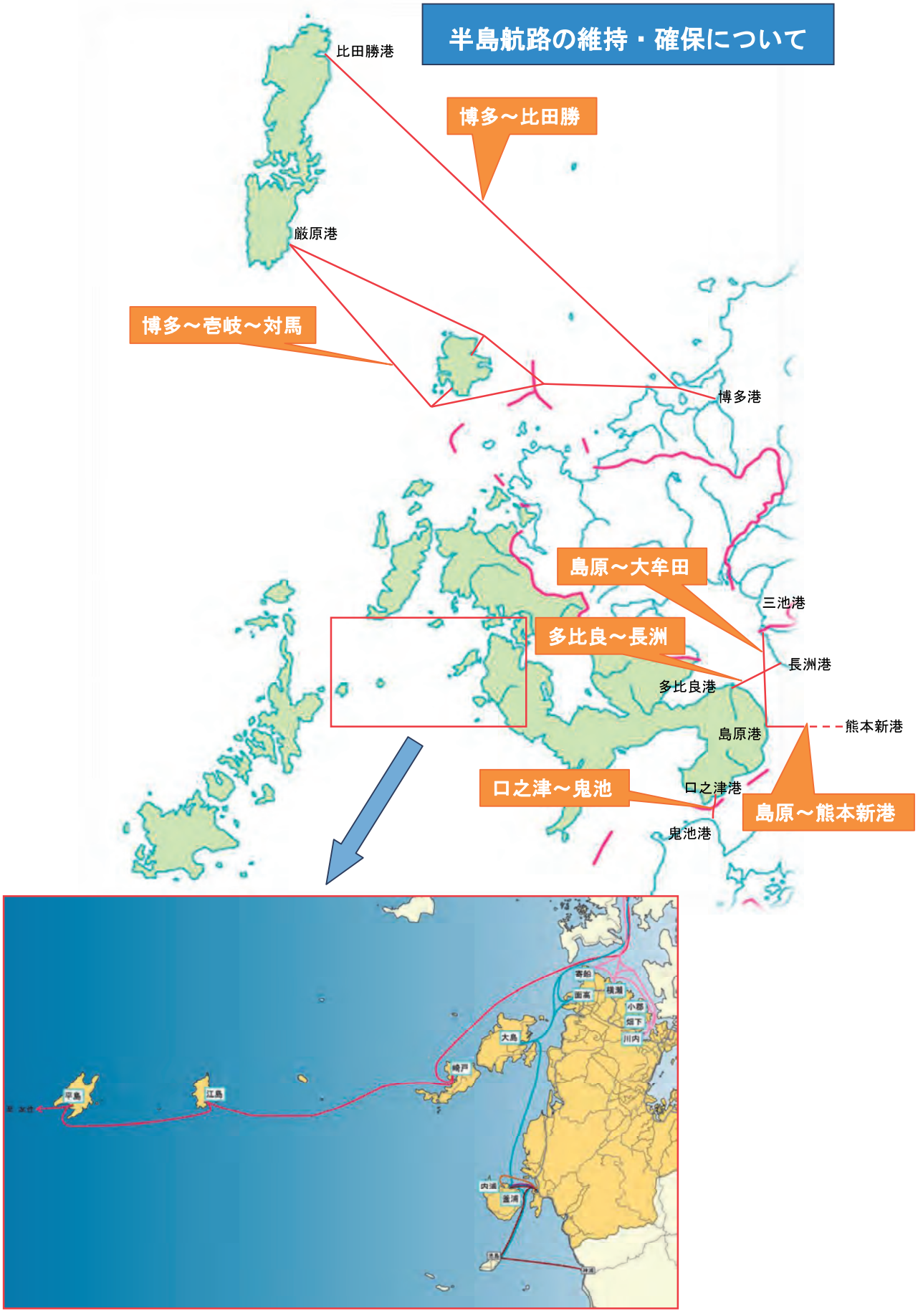

資料1−10

選挙執行経費基準法改正による影響額調べ（前回比）

①各市における新基準額での執行状況（新基準額ー実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7執行）	7,850	232	172	2,084	0	3,258	227	6,086	1,233	3,091	757	1,727	0
県知事選挙（H26.2執行）	18,778	7,670	1,500	5,589	1,797	4,191	0	5,852	1,674	3,857	3,945	1,687	2,508
衆議院議員総選挙（H26.12執行）	2,442	4,627	0	6,239	△ 186	3,655	0	3,100	1,294	3,508	826	0	0
県議会議員一般選挙（H27.4執行）	10,660	3,149	0	2,050	1,870	0	0	0	2,184	4,407	2,083	2,098	179

②各市における基準額の比較（新基準額ー前回基準額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7ーH22.7）	△ 32,112	△ 168	△ 3,409	△ 15,212	△ 4,124	△ 3,295	△ 4,490	△ 15,622	△ 3,128	△ 6,088	△ 5,055	△ 3,049	△ 3,114
県知事選挙（H26.2ーH22.2）	△ 22,465	△ 10,757	△ 3,058	△ 15,493	△ 3,606	△ 5,022	△ 2,304	△ 18,378	△ 2,514	△ 8,371	△ 4,716	△ 5,432	△ 3,663
衆議院議員総選挙（H26.12ーH24.12）	△ 24,465	△ 14,823	△ 3,473	△ 13,695	△ 4,508	△ 4,355	△ 1,840	△ 14,131	△ 2,747	△ 5,751	△ 4,070	△ 3,208	△ 4,224
県議会議員一般選挙（H27.4ーH23.4）	3,593	△ 8,065	※	△ 1,981	△ 6,327	※	※	※	※	54	※	※	△ 3,781

③各市における実績額の比較（直近実績額ー前回実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7ーH22.7）	△ 34,192	602	△ 539	△ 4,203	437	△ 2,462	△ 517	△ 7,619	△ 115	1,821	△ 4,957	△ 1,257	877
県知事選挙（H26.2ーH22.2）	△ 34,346	△ 11,296	△ 3,691	△ 16,730	△ 5,114	△ 5,068	△ 404	△ 19,098	△ 584	△ 6,228	△ 6,981	△ 5,317	△ 1,097
衆議院議員総選挙（H26.12ーH24.12）	△ 21,297	△ 7,952	837	△ 5,683	△ 4,323	△ 2,136	△ 1,603	△ 2,005	13	227	△ 4,895	△ 3,193	△ 1,997
県議会議員一般選挙（H27.4ーH23.4）	△ 15,405	△ 5,491	※	△ 993	△ 8,197	※	※	※	※	△ 166	※	※	△ 3,643

（単位：万円）

選挙の種類	前回比減額（削減）市／県内全市 ※		0〜100	100〜200	200〜300	300〜400	400〜500	500〜1,000	1,000〜2,000	2,000以上
参議院議員選挙	基準額	13/13	1			5	2	2	2	1
	実績額	9/13	3	1	1		2	1		1
県知事選挙	基準額	13/13			2	3	1	3	3	1
	実績額	13/13	2	1		1		5	3	1
衆議院議員総選挙	基準額	13/13		1	1	2	4	1	3	1
	実績額	10/13		2	2	1	2	2		1
県議会議員一般選挙 ※	基準額	4/6		1		1		2		
	実績額	6/6	2			1		2	1	

注1：H26衆議院議員総選挙においては、4市（島原市、松浦市、雲仙市、南島原市）で調整費が認められ、実質市費からの支出はなかったが、全市が経費の見直しを行っているなか、現行の基準額のみでは不足が生じる事態が起こっている。
注2：全市において、参議選、県知事選、衆議院議員総選挙とも新基準額が前回基準額を下回っている。
注3：実績額においては、ほとんどの場合、前回より減額となっている。
※前回又は今回無投票のため、単純比較できない市については表記していない。

（第２）合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう国に働きかけることを強く要請する。

（資料 2-1 参照）

１.合併特例債の充当範囲の拡充について

合併特例債については、今後ますます増嵩する公共施設の維持補修費等、地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

併せて、合併特例債を財源とした基金については、総務省通知により償還が終了した範囲内での取り崩しが可能となっているが、特定目的基金の有効活用の観点から、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

２.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

（１）平成の合併により広域化した市町の財政需要については、市町村の実情を考慮し、支所に係る経費や、消防費、離島に要する経費、保健衛生費、社会福祉費等の算定方法の見直しがなされ、平成２９年度以降は、農業行政費、小中学校費等についても、標準団体の経費を見直すことが示されているが、今後、具体的な制度設計を行っていく中で、合併市町特有の実態を十分に踏まえた普通交付税の算定方法の見直しを行うこと。

特に、合併団体であるが故に削減できない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正を創設すること。

（２）一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が不可能であることや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、引き続き「人口密度等による需要の割増し」において、行政需要に見合った補正を創設すること。

「合併財政支援措置の拡充について」

資料2−1

	市名	合併年度	特例債 発行限度額	H26までの発行実績 （建設事業・基金）	H27～H32までの 発行見込額 （5年間延長）	計	発行割合	離島	過疎	辺地	財政力指数 （H24～H26）
1	長崎	H16・H17	52,199,600	39,564,400	12,635,200	52,199,600	100.0%	○	一部	○	0.542
2	佐世保	H17	36,504,000	24,481,200	11,100,900	35,582,100	97.5%	○	一部	○	0.504
3	島原	H17	12,944,600	7,313,300	5,631,300	12,944,600	100.0%		○	○	0.414
4	諫早	H16	50,917,700	34,211,400	16,706,300	50,917,700	100.0%			○	0.513
5	平戸	H17	19,129,400	12,102,000	7,027,400	19,129,400	100.0%	○	○	○	0.239
6	松浦	H17	11,239,300	6,991,100	4,248,100	11,239,200	100.0%	○	○	○	0.413
7	対馬	H15	24,115,700	20,888,300	3,227,400	24,115,700	100.0%	○	○	○	0.183
8	壱岐	H15	18,187,300	13,771,500	4,415,800	18,187,300	100.0%	○	○	○	0.221
9	五島	H16	24,507,900	13,216,600	11,291,300	24,507,900	100.0%	○	○	○	0.237
10	西海	H17	21,258,400	15,719,600	5,538,800	21,258,400	100.0%	○	○	○	0.418
11	雲仙	H17	33,005,600	15,655,000	12,338,600	27,993,600	84.8%		みなし	○	0.280
12	南島原	H17	37,656,200	13,996,700	23,659,500	37,656,200	100.0%		○	○	0.257

普通交付税　市町別合併算定替増減比較表
（臨時財政対策債発行可能額加算後）

（単位：百万円）

市町名	H22国調人口	平成25年度交付決定額			合併市町村における算定見直し	
		合併算定替	通常算定	増減額	H26・27見直しに係る影響額	H25合併算定替特例増加分を基礎とした、算定見直しによる増加率
	人	A	B	C=A−B	D	D／C　(%)
長崎市	443,776	47,228	43,422	3,806	2,369	62.2
佐世保市	261,101	31,025	27,218	3,807	1,843	48.4
島原市	47,455	6,930	6,244	686	346	50.4
諫早市	140,752	19,766	16,180	3,586	1,610	44.9
平戸市	34,905	10,160	8,500	1,660	751	45.2
松浦市	25,145	5,946	4,972	974	593	60.9
対馬市	34,407	16,632	12,524	4,108	1,744	42.5
壱岐市	29,377	10,860	8,589	2,271	884	38.9
五島市	40,622	13,719	10,643	3,076	1,433	46.6
西海市	31,176	8,167	5,800	2,367	1,080	45.6
雲仙市	47,245	13,748	9,880	3,868	1,692	43.7
南島原市	50,363	15,229	10,746	4,483	1,811	40.4
新上五島町	22,074	8,981	6,519	2,462	1,017	41.3
県内合併市町合計	1,208,398	208,391	171,237	37,154	17,173	46.2

※長崎県の試算をもとに平成26・27年度の見直しに係る総影響額を試算した

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理　　由
合併しても削減できない又は効果が出にくい経費	行政基盤強化・維持対策	1	人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせないため
		2	支所・行政センター（管理・人件費）・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁（島原市）・分庁舎の設置（対馬市・壱岐市・南島原市）・支所の人員配置強化（五島市）	住民ニーズに対応するため
		3	災害対応機能の維持	災害時に対応できる職員配置（支所の要員確保等）、防災行政無線のデジタル化に伴う情報連絡網の統一	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため
		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費（4離島）	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため
	行政効率化の推進	5	公共施設（管理・運営費）	離島との合併（松浦市、佐世保市）	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。
合併に伴い新たに生じた経費	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業（佐世保市）・がまだす地域づくり補助金（島原市）	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課題であるため
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業（長崎市）、宇久と本土の交流事業（佐世保市）、もっと南島原ツアー（南島原市）	
		8	住民サービスのきめ細かな対応（医療機関・福祉施設・地域交通　等）	福祉ﾀｸｼｰ券交付事業（南島原市）、同一市町内の航路対策経費（長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市）	
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金・助成金等	
		10	自治会・NPO活動支援	自治会活性化補助金（雲仙市）	
	行政基盤強化・維持対策	11	情報インフラ整備・維持（基幹系システム）	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため
		12	地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置（対馬市）	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため
	集落維持・住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム（新上五島町）	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応するため
		14	住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト（諫早市）・協働のまちづくり支援事業（五島市）	
		15	コミュニティ（デマンド）バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町	
		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度（対馬市）、地域起こし協力隊（長崎市・西海市・五島市）等	
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持（住民サービス系システム）	図書の管理システム、公共施設の空き情報	
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりミーティング（長崎市）・地域協議会（佐世保市）・市長を囲む懇談会（島原市）・ふれあい訪問（諫早市）・車座ﾄｰｸ（西海市）・市政懇談会（南島原市）	
		19	行政モニターやインターネットを用いた意見の収集。		
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経費	常備消防出張所（平戸市）、水道未普及地区解消事業（南島原市）	
	職員力の維持（町同士の合併）	21	周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等に取組む職員の人件費	地域再生推進本部（対馬市）、壱岐島振興推進本部（壱岐市）、さいかい力創造部（西海市）、政策企画課（雲仙市）、企画振興班（南島原市）、まちづくり推進課（新上五島町）	

総務省資料

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

【主な算定項目】

① 支所に要する経費の算定　② 人口密度等による需要の割増し
③ 標準団体の面積を見直し単位費用に反映

【見直し期間】

平成26年度以降5年程度

➢ 具体的な見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体)
H26～H28	地域振興費	• 支所に要する経費を加算	3,477億円
H27～H29	消防費	• 標準団体の出張所数等を見直し • 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 • 人口密度による補正を充実	1,071億円
	清掃費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
新 H28～H30	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	• 標準団体の経費を見直し • 旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	1,100億円程度（詳細別紙）
	その他の教育費 徴税費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（保健福祉等分）	
H29以降	農業行政費 小・中学校費 等	• 標準団体の経費を見直し 等	1,000億円程度
合　計			6,700億円程度

総務省資料

平成28年度から見直しを行う項目（案）

※各項目の（）内の金額は、見直しによる合併団体への影響額

➢ 保健衛生費（730億円程度）
➢ 社会福祉費（110億円程度）
➢ 高齢者保健福祉費（55億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に伴い、保健福祉関係３費目の標準団体における経費を見直し、単位費用に反映

- 旧市町村における以下の対象経費を加算

（１）対象経費
　　旧市町村における保健センター運営費等保健福祉に係る住民サービス経費

（２）算定方法

①次の算式により旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとに算定

標準的な上記（１）の経費　×　所管区域人口の多寡による補正

※人口8,000人規模の旧市町村の場合、上記による加算額は4,500万円程度

②旧市町村ごとに算定した①の需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算
（合併算定替の需要額には加算しない）

➢ その他の教育費（100億円程度）
➢ 徴税費（120億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に伴い、標準団体における経費を見直し、単位費用に反映

- 公民館及び徴税に要する経費について、人口密度に応じた補正を充実

➢ 離島の対応（15億円程度）

- 離島団体の保健福祉等に係る増加経費について、隔遠地補正・属島補正を充実し、需要額を割増し

➢ 上記について、平成28年度以降３年間かけて段階的に交付税の算定に反映

（第３）国民健康保険制度に関する提言について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、平成２７年５月２９日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に都道府県は国民健康保険事業の健全な運営について中心的役割を果たすものと明記されたことを受け、現在、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」が設置され、保険料格差の解消や事務の効率化・標準化など、制度の広域化等に向けて具体的な調整を行っているところである。

ついては、これらの中で市町の意見を尊重し、十分協議すること

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

（第４）地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

（資料 4-1 参照）

（２）長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成２０年度に補助上限額が引き下げられていたが、平成２７年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

ついては、離島における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

（３）新たな医師養成・派遣システムの早期実現について

県において検討されている「新たな医師養成・派遣システム」の早期実現や、長崎大学の「へき地病院再生支援・教育機構」への支援強化を図ること。

（４）啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

（５）自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

（６）医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

（７）看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

（８）医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第１０条第８項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。併せて、地域医療ビジョン策定にあたっても、地域の実情を勘案し策定に努めること。

資料4−1

従業地別医師数・主たる診療科【厚生労働省医療統計(H26.12.31)より抜粋】

区分	人口(H27.1.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	内訳					
					診療科目延数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
市計	1,237,926	3,901	315.1	3,728	3,728	757	195	292	127	2,357
長崎市	433,197	1,984	457.9	1,857	1,857	324	82	123	67	1,261
佐世保市	254,522	653	256.5	637	637	130	32	51	23	401
島原市	45,819	114	248.8	111	111	26	5	11	7	62
諫早市	138,460	381	275.1	378	378	84	37	34	13	210
大村市	92,559	358	386.7	354	354	54	23	17	5	255
平戸市	32,212	49	152.1	45	45	17	2	6	0	20
松浦市	23,675	25	105.5	24	24	10	1	4	1	8
対馬市	31,581	54	170.9	51	51	22	4	7	3	15
壱岐市	27,367	42	153.4	41	41	16	3	3	1	18
五島市	37,795	79	209.0	74	74	25	3	8	3	35
西海市	29,126	33	113.3	33	33	14	1	7	0	11
雲仙市	44,470	76	170.9	73	73	18	1	11	1	42
南島原市	47,143	53	112.4	50	50	17	1	10	3	19
町計	145,903	269	184.3	260	260	75	14	28	20	123
長崎県計	1,383,829	4,170	301.3	3,988	3,988	832	209	320	147	2,480
全国		311,205	244.9							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

（第５）福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.乳幼児福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。

この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、全ての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

２.私立幼稚園耐震補強工事補助制度の拡充について

私立幼稚園への耐震補強工事への補助制度について、幼児が一日の大半を過ごす幼稚園の耐震化が推進するよう、国の補助に６分の１の継ぎ足しを行っている補助制度を次年度以降も継続するとともに、耐震化に対する助成制度を拡充すること。

３.病児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

病児保育事業に係る補助金については、平成２１年度以降に定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基準が見直されている。

その後、補助基準額が見直され、今般、新制度施行と同時に地域子ども・子育て支援事業として位置づけられているが、依然として、利用者が少ない施設においては、病児保育事業の実施（受託等）が困難となっていることから、少なくとも平成２０年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

４．子ども・子育て支援新制度に係る県補助金の財源確保と必要額の交付について

「子ども・子育て支援新制度」において、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業に係る財政措置について、市町に過剰な負担を強いることがないよう、各年度の予算編成において十分な財源を確保すること。

（第６）介護保険制度等に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

１．第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

２．介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保対策を確実に実施すること。

資料6-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

	第５期（円）	段階数	第６期（円）	段階数	改定率
長崎市	5,492	8	6,083	9	10.8%
佐世保市	5,822	9	5,722	9	-1.7%
諫早市	4,940	10	5,170	9	4.7%
大村市	4,960	11	5,600	9	12.9%
平戸市	4,683	8	5,580	9	19.2%
松浦市	5,360	10	5,520	11	3.0%
対馬市	5,520	8	5,700	10	3.3%
壱岐市	4,970	6	5,262	9	5.9%
五島市	5,920	10	6,233	9	5.3%
西海市	4,900	6	5,500	9	12.2%
長与町	5,400	10	5,661	9	4.8%
時津町	5,700	9	5,600	9	-1.8%
島原地域広域市町村圏組合	5,375	9	5,791	10	7.7%
平　均	5,311		5,648		6.6%

（第７）九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成２４年６月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、用地買収やトンネル・橋梁工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について国に強く働きかけること。

（１）平成２８年３月２９日の関係者（検討委員会、佐賀県、長崎県、ＪＲ九州、鉄道・運輸機構、国土交通省）による、西九州ルートの開業のあり方に係る合意内容を遵守すること。

（２）フリーゲージトレインの着実な開発及びその進捗について、適宜、情報の開示を行うこと。

（３）肥前山口～武雄温泉間の複線化の着実な整備を図ること。また、フリーゲージトレインの開発の動向を見据え、最終的な西九州ルートのあり方とそこに至る道筋を早急に示すこと。

（４）開業時の運行本数について早期に示すとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう関係者との調整を図ること。

（５）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

２．県下幹線鉄道の整備改善について

（１）九州新幹線西九州ルート整備に当たっての提言について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。また、これらの財源についても特段の配慮をすること。

① フリーゲージトレインの佐世保市への乗り入れを含むＪＲ佐世保線の輸送改善について

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業時に、佐世保市へのフリーゲージトレイン乗り入れが実現するよう、佐世保線輸送改善のための県と佐世保市の

共同調査結果に基づく深度化調査を進めるとともに、整備実現に向け国並びに沿線自治体等との積極的な協議・調整に努めること。

② フル規格新幹線鉄道網への直通運行について

将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには､佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

③ 佐世保線及び大村線における改善点について

佐世保線及び大村線における輸送改善を行い列車の表定速度の大幅改善を行うこと。

④　在来線の整備財源について

在来線の整備に対する自治体負担軽減のため、在来幹線の高速化を図る事業の補助率の嵩上げを行うこと。

（２）佐世保線等整備検討委員会について

「佐世保線等整備検討委員会」において、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善方策の一定の合意が早急に得られるよう特段の配慮をすること。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、その早期整備を図ること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

平成２３年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、地域鉄道の施設整備に対する支援が継続されているが、今後も鉄道施設の整備は不可欠なものである。

そのため、施設整備の補助制度においては、必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財政措置の拡充等、支援策の充実を図るよう国に強く働きかけること。

資料7−1

建　設　費	約 5,000 億円
所要時間 （博多～長崎）	現行（在来特急）：（最速）1 時間 48 分　※50 本中 1 本
	武雄温泉～長崎間を標準軌で整備の場合（国試算） フリーゲージトレイン：1 時間 20 分　※時間短縮効果 28 分

（第８）高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１.道路網の整備について

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦佐々道路（松浦ＩＣ（仮称）から佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ（仮称））の早期供用開始に向けた事業促進

ウ　相浦中里ＩＣ～佐世保大塔ＩＣの４車線化の早期事業化

②　九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　長崎芒塚ＩＣ～長崎多良見ＩＣの４車線化の早期供用開始に向けた事業促進

イ　長崎ＩＣ～長崎芒塚ＩＣの４車線化の早期事業化

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期事業化

イ　雲仙市吾妻町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

ウ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

エ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江～口之津）の早期事業化

③　口之津～愛野間の地域高規格道路の早期整備

④　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期実現

（ア）時津町日並から時津町野田間の早期整備

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化

イ　長崎南北幹線道路（長崎市～時津町）の早期実現

⑤　諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備

⑥　国道２０５号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備

ア　針尾バイパスの整備促進

イ　現道の改良等

②　長崎外環状線（新戸町ＩＣ～江川ＩＣ間）の早期整備

③　一般国道５７号の早期整備

ア　一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ　一般国道５７号愛野・小浜バイパスの早期事業化及び愛野から小浜町までの現道改良による機能強化

④　一般国道３４号の早期整備

ア　大村市与崎～諫早本野間の早期事業化

イ　大村拡幅の早期完成

ウ　本野入口交差点（下大渡野町）改良事業の早期整備

エ　諫早北バイパスの４車線化

オ　日見バイパスの４車線化の早期整備

⑤　一般県道大村外環状線（都市計画道路池田沖田線竹松工区）の早期整備

⑥　一般国道２０７号の早期整備

ア　木床工区の早期完成

イ　佐瀬地区の早期整備

ウ　長田バイパスの延伸

⑦　一般国道２５１号吾妻愛野バイパスの早期完成

⑧　一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷲崎線)の早期整備

ア　　一般国道２０７号長田バイパス交差部から一般国道３４号

⑨　一般国道２０２号福田バイパスの早期事業化

⑩　一般国道４９９号の整備促進

⑪　一般国道３８２号の整備促進

⑫　主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線
（椋呂路［仮称］・板山［仮称］トンネル）の整備促進

⑬　主要地方道野母崎宿線の整備促進

⑭　主要地方道厳原・豆酘・美津島線及び桟原・小茂田線並びに上対馬豊玉線の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

①　九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

②　五島連絡橋建設のための調査事業の実施

③　嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

④　松島架橋の早期実現

⑤　大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-2 参照）

２．道路環境の維持管理について

国及び県が管理する道路は、地域間の対流を生み出す広域的な連携を支え、市街地の顔を形成する役割も担っているが、年間を通じた適正な道路環境の確保ができていない状況にあり、地域住民の歩行、車両通行時の障害などの交通安全上の課題や市街地景観上の課題がある。

本県においては、対流促進こそ地方創生の最たる手段であり、島原半島ジオパーク、長崎の教会群とキリスト教関連遺産などの世界遺産登録、統合型リゾート（ＩＲ）誘致などを見据え、来県された観光客に対しおもてなしの心を持った道路空間を確保するため、年間を通じ定期的な除草や剪定を実施すること。

３.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠であるため、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

資料8−1

長崎、西彼杵、佐世保地域

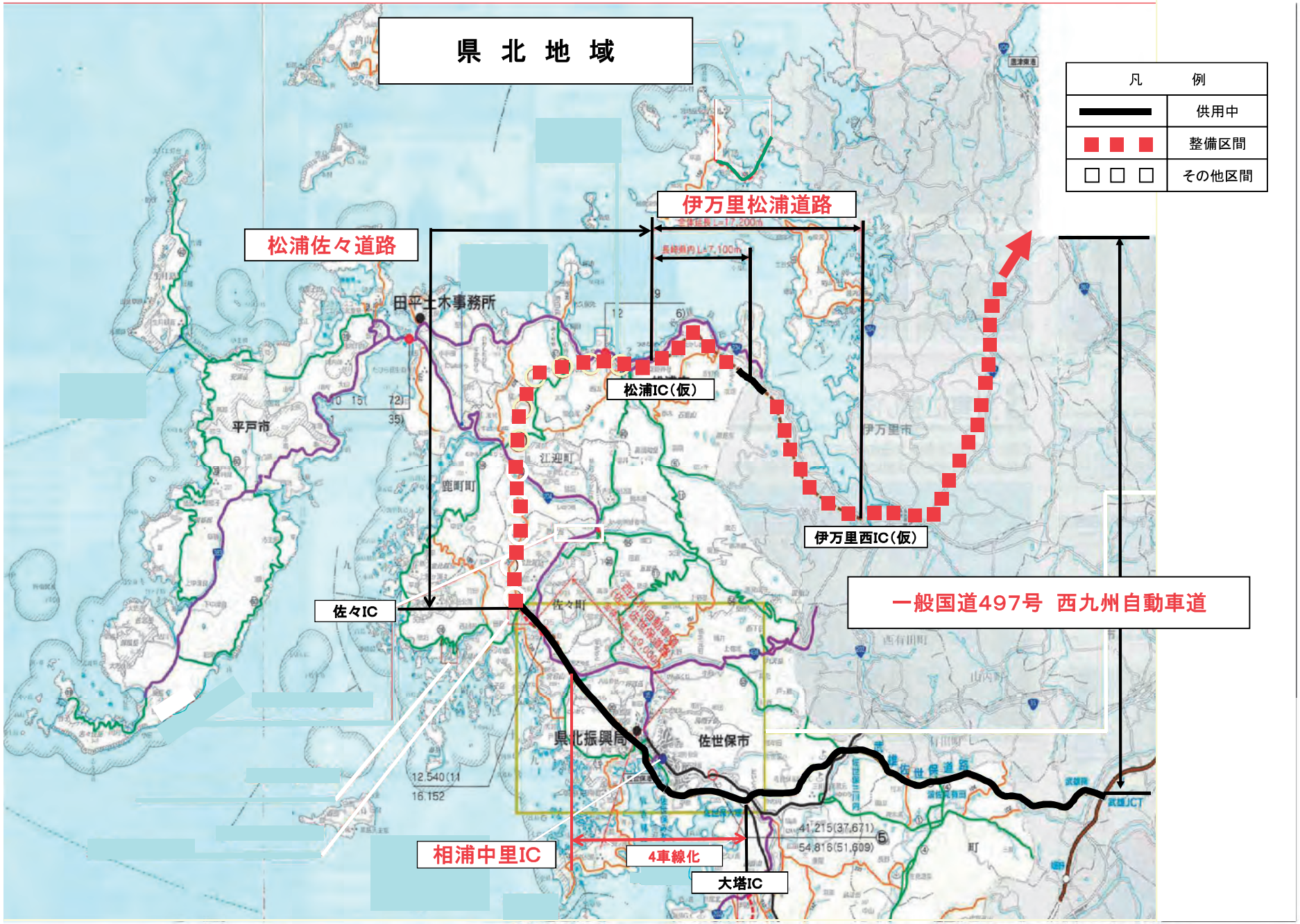
県 北 地 域
凡 例
供用中
整備区間
その他区間
伊万里松浦道路
松浦佐々道路
田平土木事務所
松浦IC（仮）
伊万里西IC（仮）
一般国道497号 西九州自動車道
佐々IC
相浦中里IC
4車線化
大塔IC
県北振興局
佐世保市
平戸市
伊万里市
江迎町
鹿町町
佐々町
武雄JCT

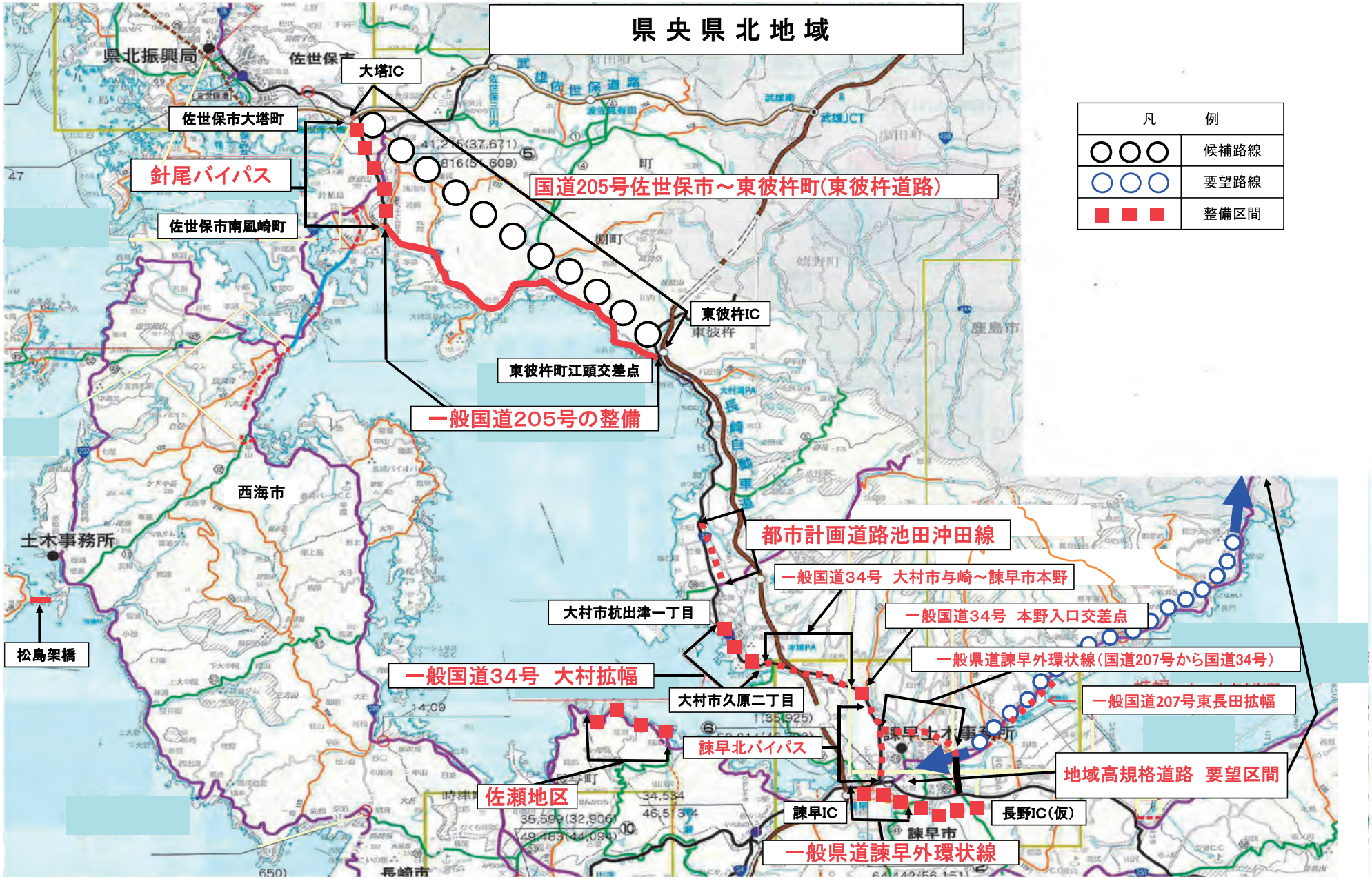
県央県北地域
県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
針尾バイパス
佐世保市南風崎町
国道205号佐世保市～東彼杵町(東彼杵道路)
東彼杵IC
東彼杵町江頭交差点
一般国道205号の整備
武雄佐世保道路
武雄JCT
長崎自動車道
大村湾PA
鹿島市
西海市
土木事務所
松島架橋
都市計画道路池田沖田線
一般国道34号　大村市与崎～諫早市本野
大村市杭出津一丁目
一般国道34号　本野入口交差点
一般県道諫早外環状線(国道207号から国道34号)
一般国道34号　大村拡幅
大村市久原二丁目
一般国道207号東長田拡幅
諫早土木事務所
諫早北バイパス
地域高規格道路　要望区間
佐瀬地区
諫早IC
長野IC(仮)
諫早市
一般県道諫早外環状線
凡　例
候補路線
要望路線
整備区間

県央県南地域

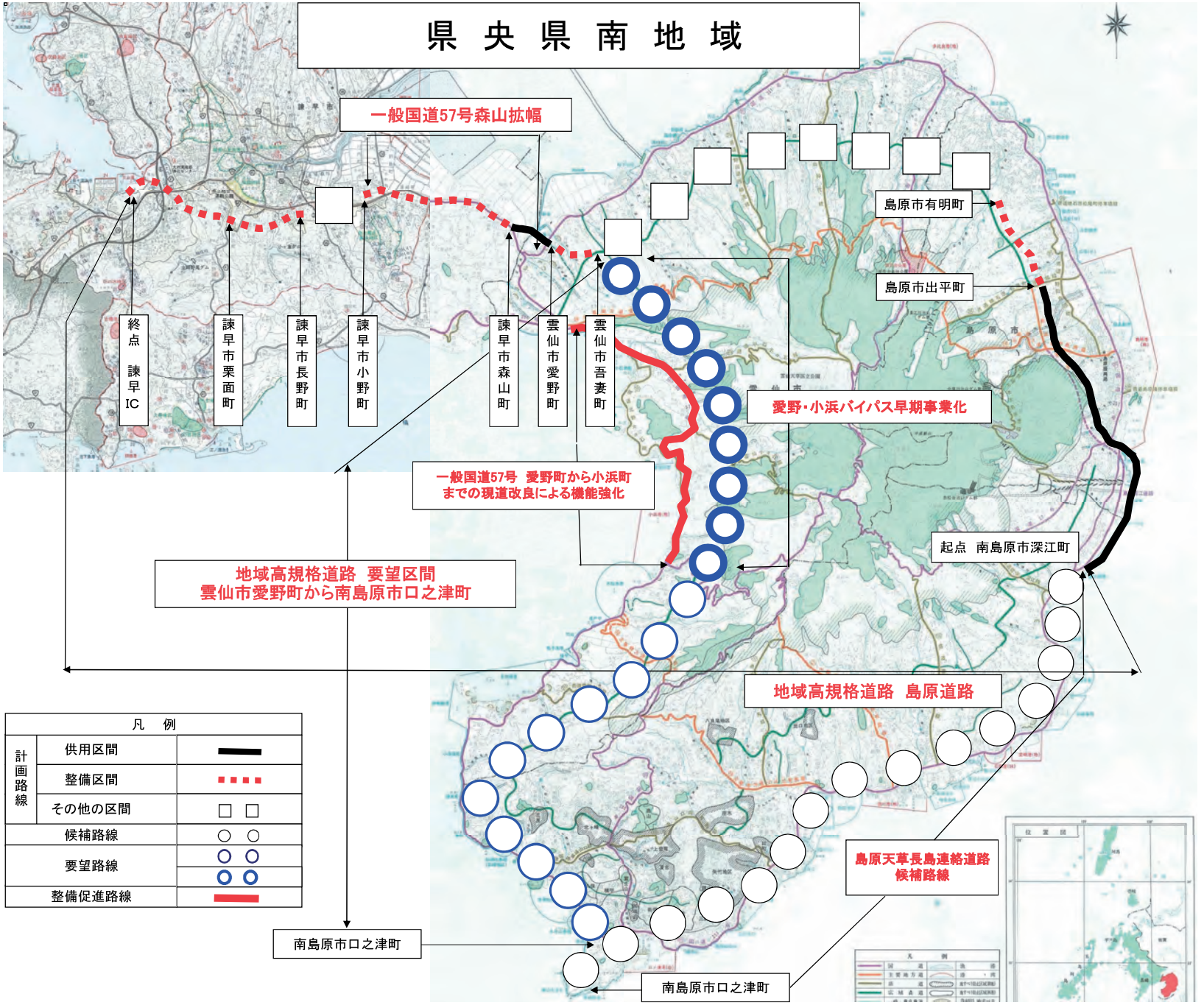
一般国道57号森山拡幅
終点 諫早IC
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
諫早市森山町
雲仙市愛野町
雲仙市吾妻町
島原市有明町
島原市出平町
愛野・小浜バイパス早期事業化
一般国道57号 愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化
起点 南島原市深江町
地域高規格道路 要望区間
雲仙市愛野町から南島原市口之津町
地域高規格道路 島原道路
島原天草長島連絡道路
候補路線
南島原市口之津町
南島原市口之津町
凡 例
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線
整備促進路線

壱岐・対馬地域

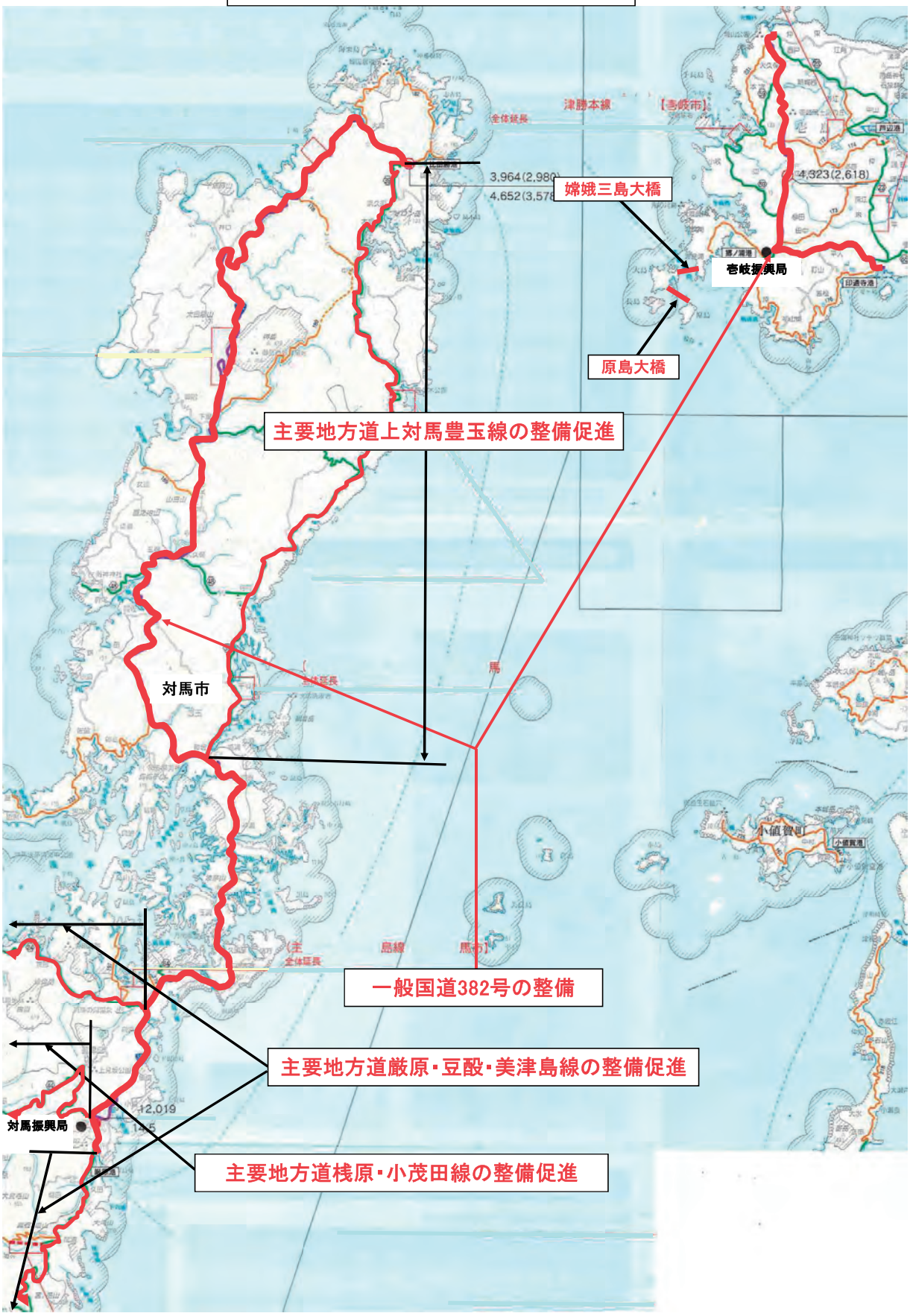
津勝本線
【壱岐市】
全体延長
3,964(2,980)
4,652(3,578)
4,323(2,618)
嬉娯三島大橋
壱岐振興局
原島大橋
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
対馬市
小値賀町
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島線の整備促進
12,019
対馬振興局
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進

資料8−2

【大村湾の概要】

・沿岸延長　　３６０km

・湾の面積　　３２０km²（約南北２６km、東西１１km）

・水深　　平均１４．８m（最大５４m）

・流水人口　　1,000,392 人

※長崎県市町村別年齢別推計人口（H26 年 6 月現在）

・島の数　　５８（０．１ha 以上のもの）

（第９）農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）経営所得安定対策について

集落営農の組織化には、地域農業を支える中心的政策である経営所得安定対策の制度拡充は有効な取り組みである。

同対策は、水田地帯では水稲の自発的減産や飼料米・地域特産品野菜等の転作、畑地帯では国の戦略産物である麦・そば・大豆等の作付けに助成する制度となっている。また、市町は、関係機関で構成されている協議会が実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう働きかけること。

（２）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

（３）農業災害補償制度における国庫負担について

農業を取り巻く情勢は、消費の低迷により価格が低下するなど、依然として大変厳しい状況にあることに加え、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加しているため、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持するよう国に働きかけること。

（４）有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、ますます被害が拡大している。

県においては、重点事業と位置づけ、対策を強化しているところであるが、イノシシの捕獲頭数の増加によって、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があることから、処理加工施設、射撃場建設の検討など、広域的かつ総合的な被

害防止体制の充実強化を図ること。

また、イノシシ対策に関して、県単独補助事業による捕獲報奨金制度を継続するとともに、国の捕獲経費補助を堅持するよう働きかけること。

さらに、近年アライグマやアナグマ等による農作物被害も急増していることから、県単独補助事業で捕獲報奨金制度の新設を図ること。

（資料 9-1 参照）

（５）農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（６）就農給付金制度の拡充について

青年就農給付金制度については、青年就農者の就農初動期における負担軽減により経営安定につながり、就農者の拡大に効果が高い制度であるが、現在の新規就農状況は、定年帰農者やＵＩＪターン者等の多様な担い手が中心となっており、４５歳以上の就農者が占める割合が高いことから、現行の「４５歳未満」とする年齢要件を緩和するなど制度を拡充するとともに、出産時や親元就農ケースにおける支給要件の緩和などを行い、農業の担い手の確保・育成を図ること。

２.水産業の振興対策について

（１）トラフグ養殖業の保護について

近年、フグ食が禁止されている中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から大幅に減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。こうした状況を踏まえ、国内のトラフグ養殖業を保護するため、中国でのフグ食の解禁を働きかけ、中国国内におけるフグの消費拡大につなげること。

併せて、フグの輸出促進並びに県内・県外の消費者に向けたフグの販売促進および消費拡大への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念され

るため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化

② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出

③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築

⑤ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 9-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。

② 漁業就業者確保育成総合対策事業、浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業の事業メニューのうち「技術習得支援事業」について、１年間を超えて主として漁業に継続して従事した者についても支援の対象とするよう条件緩和すること。

③ 浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくないことから、新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設するよう国に働きかけること。

資料9−1

平成26年度　長崎県市町別イノシシ被害額一覧（上位順）

【単位　金額：千円　被害面積：ha 被害量：t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	長崎市	29,953	113.2	128
2	諫早市	28,384	27.4	159
3	南島原市	27,254	39.5	220
4	佐世保市	20,570	36.1	171
5	平戸市	20,076	17.0	295
6	長与町	12,507	6.1	78
7	対馬市	9,266	6.8	56
8	西海市	8,075	22.1	49
9	大村市	6,992	14.1	63
10	松浦市	6,353	13.8	56
11	雲仙市	6,030	5.9	140
12	東彼杵町	4,016	4.4	17
13	波佐見町	3,655	6.9	18
14	佐々町	3,576	3.0	19
15	小値賀町	1,897	2.2	70
16	川棚町	1,655	2.4	7
17	島原市	1,607	2.0	13
18	新上五島	584	0.4	7
19	時津町	569	1.3	3
20	壱岐市	10	0.0	0
21	五島市	0	0.0	0
合計		193,029	324.4	1,568

資料9−2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（H２８．２．１２調査）

長崎市	６隻
佐世保市	５７隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	0隻
壱岐市	２６隻
平戸市	３８隻
松浦市	２７隻
五島市	６３隻
西海市	0隻
島原市	0隻
南島原市	２３隻
雲仙市	２８隻

（第１０）地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料10-1参照）

２．県営工業団地の整備について

大規模な工業団地については、県が主体となって、各市町と連携を図りながら整備すること。

また、その他の工業団地について、市町が整備する場合についても、現行の県補助の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

３.街なみ環境整備事業に係る補助制度の見直しについて

県では、長崎県美しい景観形成推進条例に基づき、美しいまちづくりを推進している。この推進に当たっては、長崎県街なみ環境整備事業補助金を制定し、市町に対し補助しているが、この補助に係る要件は、美しいまちづくり重点支援地区の認定から７年以内で、かつ、１地区当たり１億円を上限としており、現在、認定を受け事業実施中の市町においては既に上限に達しているため、平成２５年度から補助を受けてない。

美しいまちづくりは、市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全し、生活空間及び観光資源としての「まち」の魅力を高めるとともに、地域への定住促進及び交流人口の拡大に大きく寄与するため、補助対象期間の延長及び補助金上限額の上乗せ等、補助制度の見直しを行うよう要請する。

４．Ｖ・ファーレン長崎への支援について

全県をホームタウンとするＶ・ファーレン長崎に対する更なる支援に取り組み、県民を挙げての応援環境づくりを推進するため、次の項目について要請する。

（１）県内全市町で構成する「Ｖ・ファーレン長崎自治体支援会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、Ｖ・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。

（２）Ｖ・ファーレン長崎と自治体が連携し、Ｖ・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてＶ・ファーレン長崎との連

携を図ること。

（３）県民応援ＤＡＹを県内自治体の観光・物産のＰＲの機会とするなど、県内自治体及び県民が広く参加できるイベント等の実施を図ること。

（資料 10-2 参照）

資料10−1

１．「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地促進法)」(平成１９年６月１１日施行)に基づく基本計画の同意状況

①九州広域地域産業活性化基本計画（平成２３年８月２９日同意）
九州全域の 188 市町村（うち長崎県 21 市町）

Ⅰ 長崎県県北地域基本計画（平成１９年１０月１７日同意）
Ⅱ 長崎県県央地域基本計画（平成１９年１２月２０日同意）
Ⅲ 長崎地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）
Ⅳ 島原地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）

⇩

②長崎県基本計画（平成２５年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町

⇩

Ⅴ 対馬・壱岐・五島地域基本計画（平成２０年６月１６日同意）

⇩

③長崎県基本計画（平成２６年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

2. 地方交付税に関する特別措置
①普通交付税の課税免除等に対する減収補てん措置
固定資産税、不動産取得税を課税免除等した自治体に対し、減収分を普通交付税で補てん。
②企業立地促進のための経費に対する特別交付税措置
企業立地に伴う地方税収の一部について、企業立地支援のための財政需要として特別交付税を交付。

3. 措置の対象となる施設に係る取得価格要件
『承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は**構築物を構成する減価償却資産**及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格』

機械及び装置が補てんの対象にならない！

資料10−2

自治体支援の状況

１　Ｖ・ファーレン長崎自治体支援会議

県下市町において、現在のところ直接的な支援(事業)は少ないが、自治体支援会議を設立し、支援等について協議を行っている。

Ｖ・ファーレン長崎の地域貢献活動（※学校訪問・イベント参加等）を活用した市町の取り組み及びＶ・ファーレン長崎を県・全市町を挙げて支援に取り組む。

【構成】県及び県内全市町で構成。部会を県、長崎市、佐世保市、諫早市、島原市、雲仙市、大村市、平戸市、長与町で構成。

２　平成２７年度県内自治体の支援状況

〈長崎県〉

○Ｈ２７年度は陸上競技場使用料５割減免

○６月１４日に県産品愛用＆県民応援ＤＡＹの実施

※Ｈ２８年度は陸上競技場使用料５割減免の予定

〈諫早市〉7,000 千円

○市民応援ＤＡＹ事業　２回

・8 月 1 日：諫早農業高校肥前太鼓部演奏、諫早商業高校商業科「ポテまるんるん」販売、Ｖ・ファーレングッズ＆特産品抽選会

・3 月 6 日：Ｖ・ファーレングッズ＆特産品抽選会

○市民招待：8 月 1 日に諫早市民約 3,000 人を無料招待
3 月 6 日に小中学生親子ペアを招待予定

○特産品ブース：諫早観光物産コンベンション協会へ依頼

○ｱｳｪｲｻﾎﾟｰﾀｰおもてなし：ホームゲーム 21 試合で、アウェイサポーター合計約 2,000 名に、観光ＰＲパンフ、おこし、諫早ブース商品引換券を配布

○地域交流事業：スポーツ教室実施（学校、地域の広場等）５回

○応援のぼり等設置：応援のぼり（旗 600 枚・竿 150 本・スタンド 100 個）公共施設等設置

○九州ＪＨＴ連携会議：九州Ｊリーグホームタウンによる観客動員等支援活動

※Ｈ２８年度も同様の支援実施予定(予算約 6,500 千円)

〈長崎市〉

○長崎市民応援ＤＡＹ等事業3,000千円

・10月 4日　長崎市内在住小中学生・保護者とのペア２５０組招待、Ｖ・ファーレングッズ&特産品抽選会

・10月18日　長崎市内在住小中学生・保護者とのペア２５０組招待、Ｖ・ファーレングッズ&特産品抽選会

・10月25日　長崎市内在住小中学生・保護者とのペア２５０組招待、Ｖ・ファーレングッズ&特産品抽選会、長崎市観光PRブース出展

※Ｈ２８年度も同様の支援実施（予算3,000 千円）

〈南島原市〉

８月 23 日　南島原応援ＤＡＹ　（2,000 千円）

Ｖ・ファーレン親子応援招待事業１００組３００名を無料招待

南島原市のソーメン（１，０００食）及び特産品を提供

※Ｈ２８年度の予算措置（1,000 千円）

３　Ｖ・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市　県立総合運動公園補助競技場

長崎市　長崎県体育協会人工芝グラウンド、Ｖ・ファーレン十八銀行フィールド

大村市　大村市多目的スポーツ広場

雲仙市　国見総合運動公園（遊学の里）

島原市　県フットボールセンター、平成町多目的広場、島原市陸上競技場

４　Ｖ・ファーレン長崎スタッフ・選手の長崎県出身者

高木琢也監督　　南島原市出身、国見高校。サンフレッチェ広島など

日本代表　国際Ａマッチ４４試合２７得点

【Ｖ・ファーレン長崎自治体支援会議の日程等】

回　数	期　日	内　　容
第１回	H27.4.27	Ｖ・ファーレン長崎からの報告 県産品愛用＆県民応援ＤＡＹについて
第２回	H27.10.8	Ｖ・ファーレン長崎からの報告・依頼 県スポーツ振興課からの報告等 ・県産品愛用＆県民応援ＤＡＹ実施報告 ・Ｈ２７年度県事業について ・Ｈ２８年度県事業当初予算要求について

（第１１）学校教育の充実に関する提言について

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）少人数学級編制について対象を現在の小１・２・６、中１の４学年から、全学年に拡充するとともに、小学１、２年生を３０人学級、その他の学年は３５人学級を実現すること。

（２）少人数指導のための加配教員の中から少人数学級編制のための教員（担任）として、補充・配置されたことによる、減少した教職員の加配措置を拡大すること。

（３）複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げに伴う教職員を増員すること。

２.少人数学級編制に伴う財政支援措置について

少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

３.派遣指導主事の配置について

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

（資料 11-1 参照）

４.養護教諭の配置について

分校及び３学級未満の本校においては、養護教諭が配置されておらず、専門以外の担任等が保健業務を担う状況にあるため養護教諭の配置を行うこと。

特に未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

５.学校事務職員の配置について

分校及び４学級未満（中学校においては３学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

６．小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)」等配置に係る財政支援措置について

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

ＳＣ、ＳＳＷに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のＳＣ、ＳＳＷの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

（資料 11-2 参照）

７．学校栄養職員・栄養教諭の配置について

学校栄養職員等の配置基準定数による配置では、職員は複数の学校を担当せざるをえない現状があり、食に関する指導に十分力を果たせない状況にある。

各学校における食育を充実させ、また、喫緊の課題である食物アレルギー対応等を適切に行えるようにするため、加配措置により配置を増員すること。

８.学校図書館充実のための財政支援措置について

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、学校図書館法（昭和２８年法律第１８５号）附則第２項及び学校図書館法附則第２項の学校の規模を定める政令（平成９年政令第１８９号）の規定により、１２学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、１２学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

また、大部分の市においては補完的措置として、市費により学校図書館に、司書、学校司書、図書館支援員等を配置しており、これに対して国は、平成２４年度から１週当たり３０時間の職員をおおむね２校に１名程度配置できるよう財政措置を

講じたところであるが、これを上回る配置をしている市及び予定している市があるため、上記司書教諭の配置が行われるまでの間、各市の配置状況を鑑みた支援を行うこと。

（資料 11-3 参照）

９.長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について

（１）長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成２０年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成２２年度の郡市分担金については増額したところであり、中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

（資料 11-4 参照）

（２）長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、また、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては十分な財政的支援を行うこと。

（資料 11-5 参照）

資料11−1

派遣指導主事の配置について関連資料

各市の指導主事配置状況　　平成28年2月10日現在

	学校数(校)		児童生徒数(人)	計	指導主事数(人)	
長崎市	小	71	20,088			
	中	40	9,823	29,911	35	
佐世保市	小	49	13,746			
	中	27	6,688	20,434	23	
島原市	小	9	2,351			
	中	5	1,411	3,762	7	
諫早市	小	28	7,786			
	中	14	3,705	11,491	12	
大村市	小	15	6,138			
	中	6	3,063	9,201	8	
平戸市	小	17	1,521			
	中	9	865	2,386	6	
松浦市	小	10	1,220			
	中	7	684	1,904	5	
対馬市	小	21	1,694		(うち文化財課勤務1名)	
	中	13	912	2,606	8	
壱岐市	小	18	1,594			
	中	4	865	2,459	7	
五島市	小	19	1,759			内1校は
	中	12	930	2,689	8	休校
西海市	小	15	1,298			内1校は
	中	6	735	2,033	4	休校
雲仙市	小	20	2,266			
	中	7	1,233	3,499	5	
南島原市	小	27	2,377			
	中	8	1,346	3,723	7	

資料11−2

6. 小中学校における「教育相談員」等配置に係る財政支援措置について　　※人数欄の（ ）内の数字は県派遣の数字

平成28年2月10日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
長崎市	カウンセラー派遣		― （60回）	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。（問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査）	H16	県配置SC配置校以外への派遣、いじめ調査のため派遣
	学校相談員	非常勤特別職	22	1日4時間、週2～3日勤務、中学校22校に22人を配置。（問題行動等の未然防止を目的とした相談業務）	H16 （H10～15国の事業として配置）	H21　中22校 H22　中22校 H23　中22校 H24　中22校 H25　中22校 H26　中22校
	学校サポーター		（71校）	1日4時間、週3日程度、年間105日 全小学校配置予定 （児童の学習支援や教育活動の支援、相談活動等）	H16	H21　小38校 H22　小38校 H23　小38校 H24　小48校 H25　小63校 H26　小62校
	スクールソーシャルワーカー	嘱託員	8（1）	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。（問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築）	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0（35）	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。		
佐世保市	心の教室相談員		20	1日半日程度、年間100日		教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	臨時職員	2（1）	1日7時間、週3日勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	平成22年度　1名 平成23年度　2名 平成24年度　2名 平成25年度　2名 平成26年度　2名 平成27年度　2名
	教育相談員	非常勤職員	― （110回）	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0（18）	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。		

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
島原市	心の教室相談員	臨時職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中;1日5時間の週4日。第三、三会中;1日4時間の週2日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	(0)7	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 全中学校・関係小学校に配置。 全中学校に1日6時間の35週 2つの小学校に1日3時間の35週		
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	(0)1	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 学校教育課に配置。 1日6時間の70日	H27	
諫早市	心のケア相談員	嘱託員	28	週3日程度、年間100日 全小学校(28)に1人ずつ配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教育相談員	嘱託員	14	週3日程度、年間100日 全中学校(14)に1人ずつ配置	H10	
	少年相談員	嘱託員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員2名は不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他3名は訪問相談等の地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(12)	3小学校、9中学校に配置し、教育相談、カウンセリング等を行う。	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日7時間、週2日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	パート	19	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	パート及び県配置職員	3(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(13)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 各小中学校に配置。		
	少年相談員	嘱託員	1	1日7.5時間、週4日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	適応指導教室補助指導員	パート	3	1日6時間、年間約172日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
平戸市	適応指導教室指導員	非常勤職員	2	雇用期間は年間 勤務は週29時間以内 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 拠点校3校に曜日別に配置。	H24	

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
平戸市	スクールカウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。		
松浦市	適応指導教室指導員	非常勤講師	6	1日7時間30分、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名 (本年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週３日（１日６時間）の内、市内中学校2校に1日ずつパイロット校として配置し、残り1日を市教委勤務として配置している。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	非常勤	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置（年間50日、350時間）市SCは、県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務	H26	
対馬市	教育相談員	臨時	4	年間175日以内、1日の勤務時間6時間程度 （中学校4校に配置）	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	臨時	50	年間175日以内、1日の勤務時間6時間程度 （幼稚園3園、小学校17校、中学校7校に配置）	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	(0)1	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
壱岐市	相談員	非常勤職員	3	週２日、１日４時間程度、年間１００月を上限	H18	心の教室相談員　中学校3校
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(2)	週2日、1日6時間程度、年間35週を基本。 いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費（県費）以外の経費。	H27	
五島市	心の教室相談員	期間業務員	2	概ね週29時間以内、年間120日。他校に配置する相談員の有無によっては、最大180日まで勤務可能。中学校2校に配置し、悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H21	H26から欠員1名
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(8)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校2校、中学校6校に配置。		
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	適応指導教室指導員	嘱託員	2	1日5時間45分、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導自立促進を図る。	H22	

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
西海市	心の教室相談員	非常勤職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間200日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H19　中6校 H20　中6校(2校兼務) H22　中6校 H23　中6校 H24　中5校 H25　中4校 H26　中4校 H27　中4校
	適応指導教室指導員	非常勤職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H25.5～ H27長崎県派遣
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 各小中学校に配置。		
雲仙市	スクールサポーター	嘱託	30	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。 (複数配置は小学校3校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	嘱託	1	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	非常勤	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 各小中学校に配置。	H17	
南島原市	子ども支援員	臨時職員	19	児童生徒の心の安定を図るとともに、学習活動を支援する。 小学校17人、中学校2人 週4日・5時間勤務。	H18	
	心の教室相談員	臨時職員	18	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校5人、中学校7人、通級型心の教室「つばさ」6人 週4日・4時間勤務。ただし、「つばさ」は週5日勤務	H18	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。		
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。 各小中学校に配置。		

資料11-3

学校図書館司書教諭の配置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況　　平成28年2月10日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	嘱託員	43人	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H27	H21・22…4人 H23…18人 H24…36人
佐世保市	司書	臨時職員	14人	1日7時間、週5日勤務、小学校47校、中学校25校に配置	H21	
	図書支援員	パート職員	1人	1日7時間、週4日勤務、要請に応じて学校、地区公民館を訪問	H23	
島原市	学校司書	臨時職員	14人	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	臨時職員	42人	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	パート職員	15人	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	図書支援員	パート職員	5人	週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	嘱託職員	3人	年間200日間(1日7時間30分)、各学校を週1回程度巡回して勤務	H26年　7月～	
対馬市	図書支援員	パート職員	17人	市内小・中学校32校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)	H25	
壱岐市	学校司書	臨時職員	3人	1日7.75時間　月14日程度　小・中学校24校を巡回(1人8校)	H25	
五島市	学校図書館支援員	期間業務員	3人	勤務日は1日7時間45分、週4日程度とし、年間の勤務日数は、191日を上限。小学校2校、中学校1校をベース校とし、他の学校の依頼によって訪問し、アドバイス等を行う。	H25	
西海市	司書 図書補助員	非常勤職員	11人	司書は1日6時間、週5日勤務、中学校4校に配置 図書補助員は1日4時間、週5日勤務、小学校13校に配置(うち6人は2校担当)	H21司書 H23図書補助員	
雲仙市	図書支援員	嘱託職員 (スクールサポーター)	30人	1日5.5時間　年間210日を上限とし、全小・中学校に配置。(複数配置　小学校3校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0人	本市の、市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

資料11−4

長崎県補助金の推移

資料：長崎県中学校体育連盟

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合　計
52	2,000,000	1,000,000	1,200,000	300,000	4,500,000
53	2,000,000	1,000,000	2,420,000	285,000	5,705,000
54	2,000,000	1,000,000	2,884,000	300,000	6,184,000
55	3,000,000	1,000,000	2,884,000	300,000	7,184,000
56	3,000,000	1,000,000	3,809,000	300,000	8,109,000
57	3,000,000	1,000,000	4,200,000	285,000	8,485,000
58	3,000,000	1,000,000	4,715,000	270,000	8,985,000
59	3,000,000	1,000,000	5,030,000	270,000	9,300,000
60	2,700,000	900,000	5,334,000	240,000	9,174,000
61	3,318,000	1,200,000	5,382,000	−	9,900,000
62	2,700,000	1,200,000	5,400,000	−	9,300,000
63	2,700,000	1,200,000	5,400,000	−	9,300,000
元	2,700,000	1,300,000	5,400,000	−	9,400,000
2	2,700,000	1,300,000	5,400,000	−	9,400,000
3	2,700,000	1,300,000	5,400,000	−	9,400,000
4	2,700,000	1,300,000	5,400,000	−	9,400,000
5	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
6	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
7	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
8	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
9	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
10	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
11	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
12	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
13	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
14	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
15	2,700,000	1,300,000	6,880,000	−	10,880,000
16	2,200,000	1,100,000	6,880,000	−	10,180,000
17	2,200,000	1,100,000	6,880,000	−	10,180,000
18	2,200,000	1,100,000	6,880,000	−	10,180,000
19	2,200,000	1,100,000	6,880,000	−	10,180,000
20	1,980,000	990,000	6,192,000	−	9,162,000
21	1,980,000	990,000	6,192,000	−	9,162,000
22	1,980,000	1,100,000	6,192,000	−	9,272,000
23	1,980,000	1,100,000	6,192,000	−	9,272,000
24	2,280,000	1,100,000	6,192,000	−	9,572,000
25	2,280,000	1,100,000	6,192,000	−	9,572,000
26	2,280,000	1,100,000	6,192,000	−	9,572,000
27	2,052,000	990,000	6,192,000	−	9,234,000

資料11−5

資料：長崎県中学校文化連盟

●県中学校文化連盟への補助金額推移

（千円）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業	1,000	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業	800	800	720	720	720	720	720	720	742	742
全国中学校総合文化祭派遣費補助事業	1,000	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推進校指定事業	1,350	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515
合　　計	4,150	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057